

令和3年度 第1回 高士区地域協議会 次 第

日時：令和3年4月22日(木) 午後6時30分～
会場：高士地区公民館 大会議室

延べ1時間

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 協議事項

【55分】

① 令和3年度地域活動支援事業の審査について

② 自主的審議について

③ 年間スケジュールについて

3 その他

(1) 次回開催日の確認等

【3分】

- 日時 : 5月 日 () (5/20~~㊤~~or21~~㊤~~) 午後6時30分から
- 会場 : 高士地区公民館 大会議室
- 内容(案) : 地域活動支援事業について(ヒアリング、特定事業の決定)

(2) その他

4 閉 会

令和 3 年度地域活動支援事業 採択決定までのスケジュール【高土区】(案)

※委員の作業を太字で表記

工程	日程	作業内容	所要時間
事業提案書の受付	4月1日(木) ～4月26日(月)	・提案書の受付	26日間
第1回地域協議会	4月22日(木)	・審査スケジュールの決定	—
提案書の送付	5月7日(金)頃	—	—
提案書の確認	5月8日(土)頃～	・提案内容を把握 ・疑問点や質問内容を検討	1週間程度
第2回地域協議会 (ヒアリング)	5月 日() 5月20日(木) or 21日(金)	・全事業についてヒアリング を実施 ・ヒアリング終了後、協議に より特定事業を決定	ヒアリングは1事業 あたり10分程度
採点	—	・採点票に沿って採点	1週間程度
採点票の提出	<u>提出期限</u> <u>5月31日(月)まで</u>	・採点票を事務局へ提出	—
採点票の集計	—	・採点票を集計	1週間程度
採点結果一覧の送付	6月初旬	・採点結果一覧を発送	—
採点結果の確認	—	・採点結果を把握	1週間程度
第3回地域協議会 (採択事業の決定)	6月 日() 6月9日(水) or 11日(金)	・採点結果を基に審査・採択	—

令和 3 年度

地域活動支援事業 応募の手引き(高士区)

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

● 募集期間

4月1日(木)から4月26日(月)まで

郵送の場合は、
4月26日の消印まで有効

※ 土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

● 高士区で募集する取組(募集テーマ)

高士区の課題解決と更なる活性化のため、下記の2つのテーマを特に募集します。

● **集まれ！子育て世代 ～子育て世代の活動を応援します～**

● **人を呼べる新たなイベント ～高士の魅力を発見・発信しよう！～**

※上記のテーマに適合する事業は、特定事業として共通審査基準に5点の加算を行います。
(共通審査基準の詳細は、3ページに記載しています。)

【集まれ！子育て世代 ～子育て世代の活動を応援します～ の活動のイメージ】

- ・子育てをしながら季節の暮らしを楽しむ子育て世代のグループ活動や、子どもと一緒に企画し実施するイベントや活動。

(活動の例：夏休み宿題塾、親子キャンプ、稲刈体験、ハロウィンパーティー、リース作り など)

【人を呼べる新たなイベント ～高士の魅力を発見・発信しよう！～ の活動のイメージ】

- ・区外の住民との交流を促進し、地域の賑わいを創出する新たな活動。または今後の活動の展開によりその効果が期待できる活動。

(活動の例：ウォーキングツアー、お花見、花火大会、秋の収穫祭 など)

また、上記のテーマ以外に【これから新たに行う取組】と【これまで継続的に行われてきた取組】についても広く募集します。なお、採択に当たっては、以下のポイントに沿った取組を優先的に採択します。

【これから新たに行う取組の採択ポイント】

- ・取組の効果が、高士区内の特定地域に限らず、他の地域にも波及すること。

【これまで継続的に行われてきた取組の採択ポイント】

- ・これまでの取組を振り返り、やり方を工夫するなど、改善・発展が見られること。

● 実施方法

★事業の内容

団体等が主体的に取り組む「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のための活動（＝事業）のうち、所定の審査を通過したものに対し、市が補助金を交付します。（活動の種類や分野は問いません。）

★提案できる人

5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体の皆さんです（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く）。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

★事業の実施期間

令和4年3月31日まで（経費の支払い、実績報告書の提出を含む）

【ご注意ください!!】 次のような事業は対象外です。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

● 支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

【ご注意ください!!】 次のような経費は対象外です。

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ② 提案団体等の運営に要する経費（人件費・事務所の家賃等）
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇親会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券等（商品券・サービス券等）の発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

● 補助金の額など

高土区の予算(配分額)： 490 万円

補助率：10/10（100%）以内 補助下限額：1万円（1万円以上の事業が対象）

補助希望額の総額が予算(配分額)に満たない場合でも、審査により減額する場合があります。

- ・ 補助金額は、高土区の予算(配分額)の範囲内で決定します。
- ・ 補助金額は、千円単位です。（千円未満の事業費は、応募団体等の負担となります。）
- ・ 提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

● 提案事業の審査と決定など

- ✓ 提案事業の審査は高土区地域協議会が行い、その結果を踏まえて市が補助を行います。
- ✓ 提案事業を実施する意義や活動の内容を正しく理解し審査するため、全ての事業について、疑問点などをお聞きする『ヒアリング』を行います。（日程等は別途ご案内します。）なお、土木工事など提案内容によっては、現場での説明をお願いする場合があります。
- ✓ 審査は、次の3つの視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。



1つ目の視点 … 基本審査

基本審査とは、提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか(地域課題の解決や地域活性化につながるか)を確認します。



2つ目の視点 … 高土区の採択方針

採択方針とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにしたものです。高土区で募集する取組は、1 ページ目の【高土区で募集する取組（募集テーマ）】で確認してください。



3つ目の視点 … 共通審査基準

- ・ 共通審査基準とは、全市共通の項目と視点による審査です。
- ・ 項目及び配点は下記のとおりです。

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか ・ 全市的な方向性と合致しているか ・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか 	10点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか ・ 緊急性の高い提案事業であるか ・ ほかの方法で代替できないものであるか ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・ 資金調達規模や時期に無理はないか 	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	10点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	5点

※上記の5つの審査項目のほかに、「特定事業」に該当する事業は、5点が加算されます。特定事業とは、1 ページに記載する 2 つの募集テーマのいずれかに適合すると地域協議会が認めた事業のことを言います。

● 応募方法

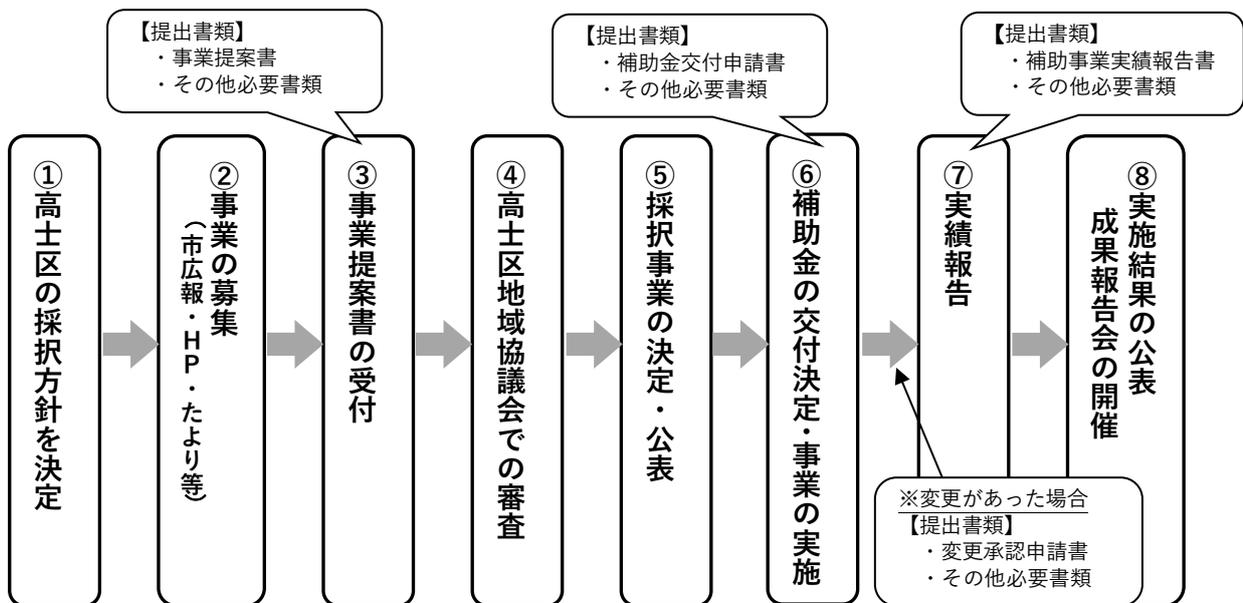
所定の事業提案書に必要事項を記入し、資料（団体の規約、見積書^{※1}、図面など）と合わせて、中部まちづくりセンターに郵送^{※2}（4月26日の消印まで有効）または持参等で提出してください。

- ・応募に当たっては、「令和3年度地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。（応募に必要な様式及びQ&Aは、まちづくりセンターの窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードすることができます。）
- ・補助の決定前に事業着手した場合（事業提案書の提出日以降に限る）も対象となりますが、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合があります。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、事前に土地所有者等と相談を行ってください。（採択後に、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）

※1 1件あたり10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要です。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送等での提出にご協力ください。

● 事業の流れ



● 事業の紹介・公表

提案いただいた事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、事業を提案される場合は、あらかじめご承知おきください。

● ご相談・ご応募先はこちらです！

担当する地域自治区

事務所

所在地

高土区・新道区
春日区・諏訪区
津有区

中部まちづくりセンター

〒943-0821

上越市土橋 1914-3 (上越市市民プラザ 2 階)

☎ 025-526-1690 (直通)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

令和 3 年度 高土区地域活動支援事業の審査方法について

○ 事業採択までの流れ

- ①提案の取りまとめ ⇒ ②各委員へ事業提案書等を送付 ⇒ ③各委員が事業内容を確認 ⇒ ④ヒアリングで疑問点等を解消 ⇒ ⑤委員間の協議により特定事業を決定 ⇒ ⑥各委員が審査（基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点）し、結果を事務局へ報告 ⇒ ⑦結果集計 ⇒ ⑧採択事業の決定

※網掛け部分は委員が行う作業

※④⑤は第 2 回地域協議会、⑧は第 3 回地域協議会で実施

○ 審査方法

項目	内容	令和 3 年度の方針
基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の目的に適合しない事業とする基準 (=不採択の基準)	<u>委員の 3/4 以上</u> が本事業の趣旨に適合しないと判断する事業は <u>不採択</u> とする。※ 3/4 = 9 人
採択方針の適合性判定 (○または×)	評価の低い事業とする基準 ※補助金を交付するため、一定の基準を設ける	<u>委員の 3/4 以上</u> が採択方針に適合しないと判断する事業。
共通審査基準に基づく採点 (10 点～1 点)		共通審査基準 <u>5 項目のうち、1 つでも平均点が 2 点未満</u> の事業。
優遇措置	以下のテーマに適合する事業は、特定事業として共通審査基準に <u>5 点の加算</u> を行う ●集まれ！子育て世代～子育て世代の活動を応援します～ ●人を呼べる新たなイベント～高土の魅力を発見・発信しよう！～	<u>特定事業の適合判定は、委員間での協議</u> により決定する。
採択事業の決定等	順位付けの方法	<u>共通審査基準の得点（平均点の合計）が高い順</u> により行う。
	評価の低い事業の取扱い	<u>順位付けを行わず、協議会で採否を協議</u> する。
その他	委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	<u>委員が事業提案者（提案団体の代表者）</u> となる場合も <u>同様に審査</u> することする。

自主的審議テーマの決定について（案）

1.自主的審議テーマ名

「旧高士スポーツ広場（旧高士中学校跡地）の活用策について」

2.テーマ選定の背景

高士中学校が閉校して30年以上経過し、平成30年には公の施設として使用されてきた高士スポーツ広場（体育館・研修棟・野球場）が廃止となった。その後、管理は地元へ委託されたが、現在、利用者が地元のごく少人数に限られていることや、また人口減少による地域全体の衰退を危惧する中で、高士区地域協議会では地域活性化を図るため、旧高士スポーツ広場を地域の拠点とし、その活用策について審議することとした。

■協議経過

第6回地域協議会（令和2年10月15日）

- ・身近な地域の課題や特長について、2つのグループに分かれて意見交換を実施。
- ※旧高士スポーツ広場の建物の老朽化による倒壊等の危険性や、グラウンドの状態が悪いことについて、委員から意見があった。

第7回地域協議会（令和2年11月20日）

- ・前回のグループワークを受けて、今後の進め方を協議。
- ※旧高士スポーツ広場について、高士地区にとって価値ある財産であり、このまま放っておくことはもったいないため活用してはどうかと複数の委員から意見があった。

第8回地域協議会（令和2年12月17日）

- ・前回に引き続き、今後の進め方を協議。
- ※複数ある地域課題の中から「旧高士スポーツ広場の活用による地域活性化」について自主的審議することとした。

3.旧高士スポーツ広場の歴史と現状

■旧高士スポーツ広場（旧高士中学校跡地）

- ・住所：上越市大字飯田200番地ほか
- ・施設：グラウンド、体育館、研修室（体育館及び研修室は老朽化のため現在立入禁止）
- ・所有：市（スポーツ推進課所管）
- ・管理：高士スポーツ広場が公の施設として廃止後、高士地区振興協議会が市から無償で貸付を受け、管理している。

■その他概要

- ・別紙「高士中学校の概要・閉校後の概要」（上野委員提供資料）参照。

4.地域協議会が考える旧高士スポーツ広場の将来像（活用策）

■これまでの委員の意見

- ・若者から高齢者までが集える場となってほしい。
- ・高士の中心・拠点にしたい。
- ・スポーツで利用する以外の人にも使ってもらえる場になってほしい。
- ・区外の人からも来てもらいたい。
- ・ゲートボールやグラウンドゴルフをするには十分な広さがある。
- ・現在高士小学校で行っている地区の体育大会をスポーツ広場で実施してはどうか。
- ・公民館事業で作成した四季の見どころマップを活用して、スポーツ広場を中心とした散歩コースを作ってはどうか。

5.活用策の検討方法

■地域の方のご意見を伺う

☞どんな活用方法があるか、どうなったらよいか、地域でできることはあるかなど、地域の意見を伺う。

- ①高士地区振興協議会・町内会長会
- ②利用団体・管理団体（幼年野球、体育協会）
- ③一般区民 …様々なカテゴリーに分けて意見を伺う（若者、中高生、高齢者、ママ会など）

■その他の検討方法など

--

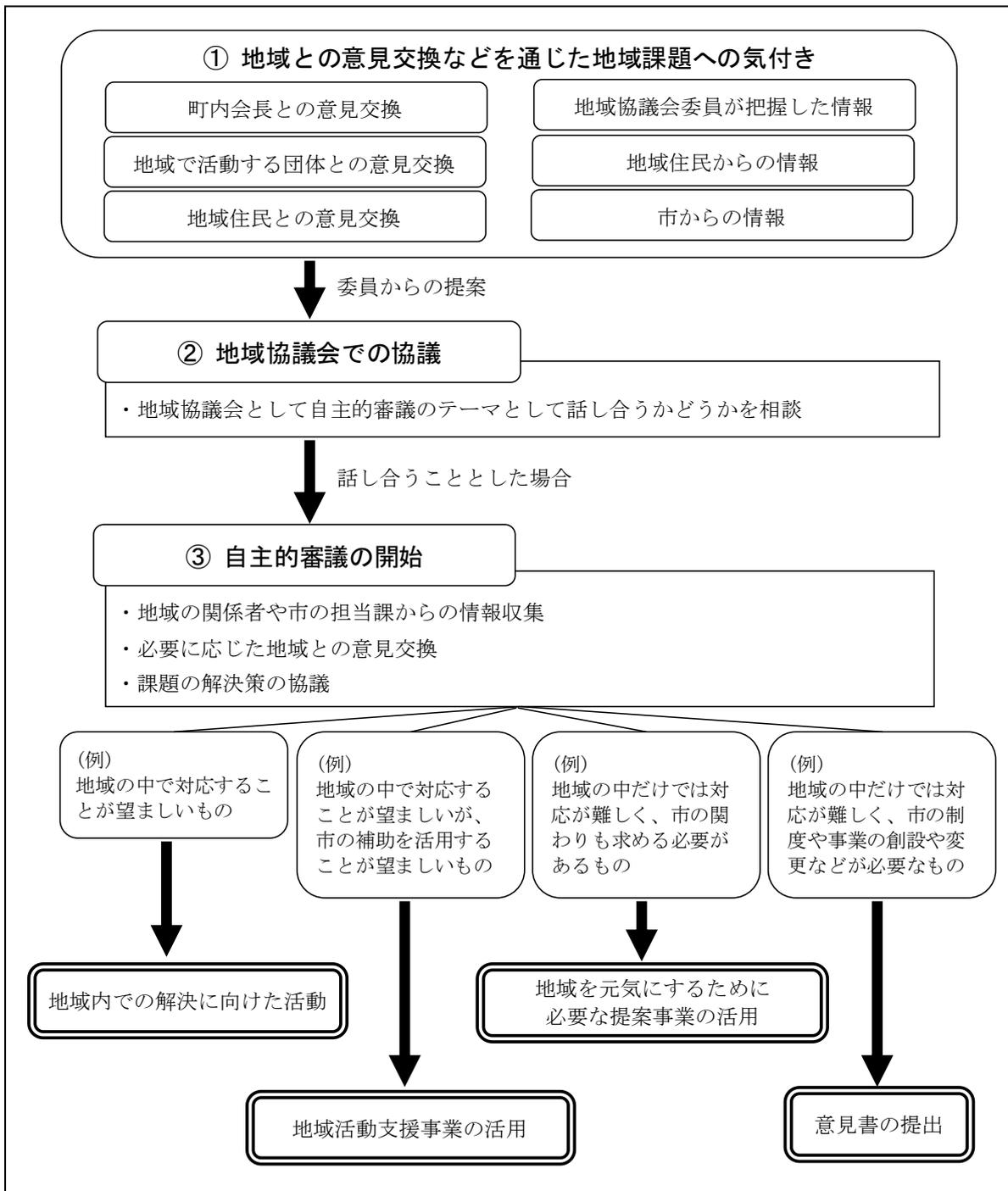
6.協議会としての最終目標

- ・地域住民の意見を基に、具体的な活用案や、活用するために地域で行うことと市に求めること等をまとめ、市に求めることは、意見書として市へ提出する。
- ・また、地域で行うことについては、活用に向けて中心となって取り組める組織を地域で立ち上げる。

表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
区の魅力発見・発信について	交流人口の拡大や区内の住民が地域に愛着や誇りを持てるようにするために、区の魅力ある地域資源を発信する方法を検討する。
地域活動における人員不足について	人口減少や高齢化により、各地域において、活動に携わる人員確保が困難となっているため、今後も地域を守り育むための活動が継続できるよう方策を検討する。

図 5：自主的審議の流れ



項目	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
自主的審議	研修			【仮】○担当課(スポーツ推進課)からの説明(現場確認等も含む)		※(必要に応じて)会議運営に関する研修等			適宜		★研修、審議、意見交換等の中で見えてきた課題等を次年度の地域活動支援事業(募集要綱・採択方針等)に活かす。			
	審議	【第1回協議会】 ○旧高土スポーツ広場の歴史や現状、今後の進め方について確認										【仮】○具体的な活用策の検討		
	地域との意見交換等			(反映)		【仮】○地域との意見交換会(振興協議会・町内会長会、関係団体、一般区民など)					(反映)	(反映)	【仮】地域協議会活動報告会	
地域活動支援事業	令和3年度事業	○提案募集(4/1~4/26)	○ヒアリング	○審査、採択	○課題等の洗い出し									
	令和4年度事業 ※予算成立が前提				※配分残額の状況に応じて追加募集を実施				(反映)		○募集要綱・採択方針等の決定(自主的審議の反映含む)		地域活動支援事業事前説明会	○提案募集
その他	協議会だよりの発行(全戸配布)			(反映)	○第38号(主な内容)地域活動支援事業の採択結果						○第40号(主な内容)新年のあいさつ・活動状況報告・事前説明会の開催告知		○特別号(地域活動支援事業応募の手引き)	
	市からの諮問・報告事項等													
	その他									※令和2年度は「地域協議会会長会議」を11月に開催			※令和2年度は「地域活動フォーラム」を3月に開催	

【メモ】